平成２２年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

府省庁名　国土交通省

No	０２

対象税目	個人住民税　法人住民税　事業税　事業税（外形）　不動産取得税　固定資産税　事業所税　その他（　　）
要望項目名	建設市場開拓型海外建設プロジェクト形成促進税制の創設
要望内容（概要）	・　特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 国内建設投資がピーク時の６割程度にまで減少する一方、アジア等においては引き続き大きなインフラ需要が見込まれている。このため、我が国建設産業の健全な維持・発展を図りつつ、日本経済の成長を促進する観点から、我が国建設産業の海外市場開拓を積極的に推進するための特例措置を講ずるものである。 ・特例措置の内容 内国法人が、建設市場として発展途上にある外国において、①建設請負又は②調査・設計等に係る役務の提供を行う場合、収入又は所得の金額の一定割合を損金算入する制度を創設する。所得税、法人税について当該措置が認められた場合、個人住民税、法人住民税についても同様の効果を適用する。
関係条文	地方税法第 23 条第１項第２号及び第３号、第 292 条第１項第２号及び第３号
要望理由	我が国建設産業の健全な維持・発展を図るためには海外市場の開拓が不可欠であるため、海外市場の新規開拓に伴う企業のコスト負担の軽減措置を講じ、我が国建設産業の積極的な海外展開の推進を図る。 ①租税特別措置等の背景にある政策に今日的な「合理性」が認められるか 国内建設投資が縮小していく中、アジア等においては引き続きインフラ整備への大きな需要が見込まれていることから、建設産業の健全な維持・発展を図りつつ、日本経済の成長を促進し、開発途上国への国際貢献を図るため、我が国建設産業の海外市場開拓に対する支援は必要不可欠であり、今日的な合理性が認められる。 ②租税特別措置等の政策実現に向けた手段としての「有効性」が認められるか 海外建設事業におけるリスク軽減策を講じることにより、我が国建設産業の積極的な海外展開の促進が可能となるため、海外市場開拓に伴うコスト負担を軽減する当該措置は有効である。 ③租税特別措置等に補助金等他の政策手段と比して「相当性」が認められるか 海外建設事業は変更契約が多く、同一事業でも年度をまたがり別契約になる場合があるなど、補助金による場合、交付申請等の手続が煩雑となるため、事業者の負担軽減の観点から税制上の措置によることが相当である。
減収見込額	（初年度）　７３　（－）　（平年度）　７３　（－）　（単位：百万円）
地方税以外の措置　既存	・国税　・融資、補助金その他
地方税以外の措置　22年度の要望	・国税　・融資、補助金その他 建設市場開拓型海外建設プロジェクト形成促進税制の創設
過去の要望経緯	－
本要望に対応する縮減案	